

障害者制度改革について

(1)障害者の権利に関する条約

1 経 緯

- ・平成 18 年 12 月 国連総会において採択
- ・平成 19 年 9 月 28 日 署名
- ・平成 20 年 5 月 3 日 発効

※ 計 149 カ国・地域機関が署名済み、うち 102 カ国・地域機関が批准
(平成23年6月現在)

2 概 要

障害者の尊厳、自律及び自立、差別されないこと、社会参加等を一般原則として規定し、障害者に保障されるべき個々の人権及び基本的自由について定めた上で、これらを確保し促進するための措置を締約国がとること等を定めている。

3 条約の批准・締結に向けた検討

可能な限り早期の締結を目指し、必要な国内法令の整備等に係る政府としての対応を検討中。(政府の「障がい者制度改革推進本部」及び同本部に設置された「障がい者制度改革推進会議」の下で、教育関係を含め、条約批准に向けた主要な論点につき検討が行われている。)

4 教育関係の主要な条文（仮訳）

第二十四条 教育

- 1 締約国は、教育についての障害者の権利を認める。締約国は、この権利を差別なしに、かつ、機会の均等を基礎として実現するため、次のことを目的とするあらゆる段階における障害者を包容する教育制度（inclusive education system）及び生涯学習を確保する。
 - (a) 人間の潜在能力並びに尊厳及び自己の価値についての意識を十分に発達させ、並びに人権、基本的自由及び人間の多様性の尊重を強化すること。
 - (b) 障害者が、その人格、才能及び創造力並びに精神的及び身体的な能力をその可能な最大限度まで発達させること。
 - (c) 障害者が自由な社会に効果的に参加することを可能とすること。
- 2 締約国は、1の権利の実現に当たり、次のことを確保する。
 - (a) 障害者が障害を理由として教育制度一般（general education system）から排除されないこと及び障害のある児童が障害を理由として無償のかつ義務的な初等教育から又は中等教育から排除されないこと。
 - (b) 障害者が、他の者と平等に、自己の生活する地域社会において、包容され、質が高く、かつ、無償の初等教育の機会及び中等教育の機会を与えられること。
 - (c) 個人に必要とされる合理的配慮が提供されること。
 - (d) 障害者が、その効果的な教育を容易にするために必要な支援を教育制度一般の下で受けること。
 - (e) 学問的及び社会的な発達を最大にする環境において、完全な包容という目標に合致する効果的で個別化された支援措置がとられることを確保すること。

(2) 障害者制度改革の推進体制

【障がい者制度改革推進本部】

(内閣総理大臣を本部長としすべての国务大臣で構成)

- 障害者権利条約の締結に必要な国内法の整備を始めとする我が国の障害者に係る制度の集中的な改革を行うため、閣議決定により設置。
- 当面5年間で障害者制度改革の集中期間と位置付け、
 - ・改革推進に関する総合調整
 - ・改革推進の基本的な方針の案の作成及び推進・「障害」の表記の在り方に関する検討等を行う。

【障がい者制度改革推進会議】

(障害者、障害者の福祉に関する事業に従事する者、学識経験者等により構成)

- 障害者に係る制度の改革を始め、障害者施策の推進に関する事項について意見

【部会】

(施策分野別)

- 必要に応じ、部会を開催

※新たな推進体制の下での検討事項の例

- ・障害者権利条約の実施状況の監視等を行う機関 (モニタリング機関)
- ・障害を理由とする差別等の禁止に係る制度
- ・教育
- ・雇用
- ・障害福祉サービス
- 等

障がい者制度改革推進会議 委員一覧 [平成22年7月現在]

障害者団体関係の有識者(14名)

議長	小川 榮一	日本障害フォーラム(JDF)代表
議長代理	藤井 克徳	日本障害者協議会(JD)常務理事 ／日本障害フォーラム(JDF)幹事会議
	森 祐司	日本身体障害者団体連合会常務理事・事務局長
	尾上 浩二	障害者インターナショナル(DPI)日本会議事務局長
	大久保常明	全日本手をつなぐ育成会常務理事
	久松 三二	全日本ろうあ連盟常任理事・事務局長
	関口 明彦	全国「精神病」者集団運営委員
	新谷 友良	全日本難聴者・中途失聴者団体連合会常務理事
	門川紳一郎	全国盲ろう者協会評議員
	大濱 眞	全国脊髄損傷者連合会副理事長
	土本 秋夫	ピープルファースト北海道会長
	竹下 義樹	日本盲人会連合副会長
	川崎 洋子	全国精神保健福祉会連合会理事長
	中西由起子	アジア・ディスアビリティ・インスティテート代表

有識者・学識経験者(10名)

	山崎 公士	神奈川大学教授
	勝又 幸子	国立社会保障・人口問題研究所情報調査分析部長
	北野 誠一	おおさか地域生活支援ネットワーク理事長
	佐藤 久夫	日本社会事業大学教授
	松井 亮輔	法政大学教授
	長瀬 修	東京大大学院特任准教授
	大谷 恭子	弁護士
	中島 圭子	日本労働組合総連合会(連合)総合政策局長
	堂本 暁子	前千葉県知事
	清原 慶子	三鷹市長

※以上の委員の他に、以下の2名がオブザーバーとして参加している。

	遠藤 和夫	日本経済団体連合会
	福島 智	東京大学先端科学技術研究センター教授

障害者制度改革の推進のための基本的な方向について

平成22年6月29日 閣議決定

政府は、障がい者制度改革推進会議（以下「推進会議」という。）の「障害者制度改革の推進のための基本的な方向（第一次意見）」（平成22年6月7日）（以下「第一次意見」という。）を最大限に尊重し、下記のとおり、障害者の権利に関する条約（仮称）（以下「障害者権利条約」という。）の締結に必要な国内法の整備を始めとする我が国の障害者に係る制度の集中的な改革の推進を図るものとする。

記

＜教育関係抜粋＞

(2) 教育

- 障害のある子どもが障害のない子どもと共に教育を受けるという障害者権利条約のインクルーシブ教育システム構築の理念を踏まえ、体制面、財政面も含めた教育制度の在り方について、平成22年度内に障害者基本法の改正にもかかる制度改革の基本的方向性についての結論を得るべく検討を行う。
- 手話・点字等による教育、発達障害、知的障害等の子どもの特性に応じた教育を実現するため、手話に通じたい者を含む教員や点字に通じた視覚障害者を含む教員等の確保や、教員の専門性向上のための具体的方策の検討の在り方について、平成24年内を目途にその基本的方向性についての結論を得る。

(参考) 障害者制度改革の推進のための基本的な方向について
(平成22年6月29日閣議決定)【概要】(抜粋)

目的・基本的考え方

- 障がい者制度改革推進会議の「障害者制度改革の推進のための基本的な方向(第一次意見)」(平成22年6月7日)を最大限に尊重し、我が国の障害者に係る制度の集中的な改革の推進を図る。

↓

- 障害の有無にかかわらず、相互に個性の差異と多様性を尊重し、人格を認め合う共生社会の実現

障害者制度改革の基本的方向と今後の進め方

基礎的な課題における改革の方向性

(1) 地域生活の実現とインクルーシブな社会の構築

障害者が自ら選択する地域への移行支援や移行後の生活支援の充実、及び平等な社会参加、参画を柱に据えた施策の展開・虐待のない社会づくり

(2) 障害のとらえ方と諸定義の明確化

障害の定義の見直し、合理的配慮が提供されない場合を含む障害を理由とする差別や、手話その他の非音声言語の定義の明確化

横断的課題における改革の基本的方向と今後の進め方

(1) 障害者基本法の改正と改革の推進体制

- ・ 障害や差別の定義を始め、基本的施策に関する規定の見直し・追加
- ・ 改革の集中期間内における改革の推進等を担う審議会組織の設置
- ・ 改革の集中期間終了後に障害者権利条約の実施状況の監視等を担ういわゆるモニタリング機関の法的位置付け 等

→ 第一次意見に沿って検討、23年に法案提出を目指す

(2) 障害を理由とする差別の禁止に関する法律の制定等

- ・ 障害者に対する差別を禁止し、被害を受けた場合の救済等を目的とした制度の構築

→ 第一次意見に沿って検討、25年に法案提出を目指す

これに関連し、人権救済制度に関する法案も早急に提出できるよう検討

(3) 「障害者総合福祉法」(仮称)の制定

- ・ 制度の谷間のない支援の提供、個々のニーズに基づいた地域生活支援体系の整備等を内容とする制度の構築

→ 第一次意見に沿って検討、24年に法案提出、25年10月までの施行を目指す

(3) 中央教育審議会初等中等教育分科会特別支援教育の在り方に関する特別委員会について

1. 趣旨・目的

障害者の権利条約に関する条約（平成 19 年 9 月日本政府署名、以下「権利条約」）の批准に向けた国内法令の整備等について、現在全閣僚による「障がい者制度改革推進本部」及びその下に設置された「障がい者制度改革推進会議」における議論・検討が進められている。同会議の「第一次意見」（6 月 7 日取りまとめ）を踏まえた閣議決定「障害者制度改革の推進のための基本的な方向について」（平成 22 年 6 月 29 日）において、「(前略) 権利条約のインクルーシブ教育システム構築の理念を踏まえ、体制面、財政面も含めた教育制度の在り方について、平成 22 年度内に（中略）制度改革の基本的方向性についての結論を得るべく検討を行う。」との方針が盛り込まれたことを踏まえ、初等中等教育分野におけるこれら課題に係る審議検討を行うことを目的として、平成 22 年 7 月 12 日に中央教育審議会初等中等教育分科会に標記特別委員会を設置した。

2. 主な検討事項

- (1) インクルーシブ教育システムの構築という権利条約の理念を踏まえた就学相談・就学先決定の在り方及び必要な制度改革
- (2) 上記制度改革の実施に伴う体制・環境の整備
- (3) 障害のある幼児児童生徒の特性・ニーズに応じた教育・支援の実施のための教職員等の確保及び専門性の向上のための方策
- (4) その他

(4) 障害者基本法の改正について

1. 経緯

昭和45年	心身障害者対策基本法制定
平成5年	障害者基本法と改称
平成16年5月28日	障害者基本法の一部を改正する法案が可決成立
6月4日	公布・施行（同法附則第3条において、施行後5年を目途として検討し、必要な措置を講ずることとされている。）
平成23年3月11日	障がい者制度改革推進本部において障害者基本法改正案決定
4月22日	閣議決定
6月16日	衆議院で修正の上可決、参議院に送付

2. 教育に係る条文のみ抜粋

【現行】

(教育)

第十四条 国及び地方公共団体は、障害者が、その年齢、能力及び障害の状態に応じ、十分な教育が受けられるようにするため、教育の内容及び方法の改善及び充実を図る等必要な施策を講じなければならない。

2 国及び地方公共団体は、障害者の教育に関する調査及び研究並びに学校施設の整備を促進しなければならない。

3 国及び地方公共団体は、障害のある児童及び生徒と障害のない児童及び生徒との交流及び共同学習を積極的に進めることによつて、その相互理解を促進しなければならない。

【改正案】（下線部は政府改正案。網掛けは衆議院での一部修正。）

(教育)

第十六条 国及び地方公共団体は、障害者が、その年齢及び能力に応じ、かつ、その特性を踏まえた十分な教育が受けられるようにするため、可能な限り障害者である児童及び生徒が障害者でない児童及び生徒と共に教育を受けられるよう配慮しつつ、教育の内容及び方法の改善及び充実を図る等必要な施策を講じなければならない。

2 国及び地方公共団体は、前項の目的を達成するため、障害者である児童及び生徒並びにその保護者に対し十分な情報の提供を行うとともに、可能な限りその意向を尊重しなければならない。

3 国及び地方公共団体は、障害者である児童及び生徒と障害者でない児童及び生徒との交流及び共同学習を積極的に進めることによつて、その相互理解を促進しなければならない。

4 国及び地方公共団体は、障害者の教育に関し、調査及び研究並びに人材の確保及び資質の向上、適切な教材等の提供、学校施設の整備その他の環境の整備を促進しなければならない。